



# 給食会だより

第135号

〔公財〕川崎市学校給食会



〒210-0004 川崎区宮本町6番地（明治安田生命ビル4F）

TEL 200-3298,3300 FAX 222-1442

## 第68回 全国学校給食研究協議大会 鹿児島大会 報告

### 「生きる力」をはぐくむ食育の推進と学校給食の充実

### ～維新に学び、食でつながり、食で育てる、健やかな子供～

公益財団法人川崎市学校給食会事務長 田宮昌江

11月9日・10日の2日間にわたって行われた「第68回全国学校給食研究協議大会 鹿児島大会」に事務長が参加してきました。本市からは、他に教育委員会事務局の学校給食担当者が1名、学校栄養職員が2名の計4名の参加でした。

開会式の後に行われた文部科学大臣表彰では、16校・4共同調理場・1団体の他、個人としても15人が表彰されました。ここに至るまでの努力に敬意を表したいと思います。

次に、文部科学省説明では、「第3次食育推進基本計画」推進についてのお話がありました。食に関する指導の全体計画を基本に進めていく中で、小学校と中学校との連携、中学校と高等学校との連携も視野に入れた取り組みも要望されていました。

また、「学校給食費の公会計化」についての言及もありました。今年6月に中央教育審議会で諮問された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を受け、学校給食費の公会計化に向けたガイドライン作成の予算要求を行っているとのことで、ようやく文部科学省も公会計化に向けて一歩踏み出したという印象を受けました。本市での実現にはまだまだ時間がかかりそうですが、総合的な観点で検討を始めていただけたらと思います。

続いて、シンガーソングライターで鹿児島県出身の辛島美登里さんの特別講演がありました。ピアノの弾き語りに加え、小学校の頃の給食にまつわる話や、お弁当と友達の話、父親と鶏飯（鹿児島の郷土料理）の思い出など、1時間の講演でしたがすばらしい時間を過ごすことができました。

会場は、中心地から車で15分ほどの所で、バスも1時間に2本程度という便利とは言えない場所でしたが、噴煙をあげる桜島が一望でき鹿児島へ来たと実感しました。夜は、参加した4人で豚しゃぶと鹿児島の郷土料理を堪能しました。

2日目は、第8分科会「学校給食における衛生管理及び危機管理の在り方」に参加しました。2番目の「安全・安心な食材の選定方法及び災害時の対応について」～熊本地震を経験して～を発表した熊本県学校給食会の報告では、最初の地震で休校になった学校が多数あり、使用中止となった学校給食用のパンを支援物資として避難所へ届けたと話されていました。給食用のパンは、免税品の脱脂粉乳が使用されているため学校給食以外には使用できないものですが、今回は税関や学校給食改善研究協会の了解を得て実現したそうです。

また、2回目の地震により、給食会倉庫内の床や駐車場に亀裂が生じるなど支障がありましたが、パンや炊飯工場については被害が少なかったため、簡易給食の対応を行うことができたそうです。

以上、私にとって初参加となった全国学校給食研究協議大会は、大変実りのあるものとなりました。川崎市学校給食会としては、今後も継続して参加できる体制を整えていきたいと考えています。



学校給食会では給食用の物資選定をする際、「遺伝子組換え」表示義務の対象となる、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイアの8種類の農産物や、これらを原材料とする約30種類の加工食品を使用する場合は、「遺伝子組換えでない」という条件で使用しています。

### 遺伝子組み換え食品の現状は？

日 本 の 状 況	海 外 の 状 況	
	E U	アメリカ合衆国
<ul style="list-style-type: none"> <li>○含有量の多い3番目まで、かつ重量5%以上の場合のみ「遺伝子組換え」を表示する</li> <li>○途中で分解されれば表示しなくてよい</li> <li>○上記条件を満たしていれば「遺伝子組換えでない」と表示できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての原料の表示が義務化</li> <li>○醤油や食用油のようなDNAやタンパク質を検出しにくいものの表示についても表示対象</li> <li>○トレーサビリティ法（追跡調査）、違反すると罰金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○販売される全ての食品に表示が義務化</li> <li>○メーカーは遺伝子組換え食品のパッケージに、「遺伝子組換え原料を含む」と表示、遺伝子組換え作物を含んでいることを理解できるようなシンボルマークをつける、スマートフォンで読み込めるQRコードをつけてインターネット上で詳細を明らかにする、のいずれかの義務を負う</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○表示義務の対象となるのは、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイアの8種類の農産物と、これを原材料とする約30種類の加工食品</li> <li>○他の食品については「遺伝子組換え」に関して表示してはいけない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スーパーマーケットなどの販売店のみならずレストランでの表示も全品目義務付けられている</li> </ul>	

例えば、清涼飲料水などのペットボトルの表示に、「ブドウ糖果糖液糖」とか「果糖ブドウ糖液糖」と記載がある際、この原材料が遺伝子組換えとうもろこしだったとしても「遺伝子組換え」と表示する必要はない。また、肉牛が遺伝子組換え食品や遺伝子組み換えとうもろこしを飼料として育てられていても、スーパーマーケットなどで売る際に、牛肉のパックに「遺伝子組み換え」と表示する必要はない。



＝原料が遺伝子組換えであったとしても、

組換えられたDNAやそれによって生成したたんぱく質が含まれない食品の例＝

畜産物	肉	卵	牛乳	乳製品				
油	サラダ油	植物油	マーガリン	ファットスプレッド	ショートニング	マヨネーズ		
醤油	醤油							
甘味料類	コーンシロップ	液糖	異性化糖	果糖	ブドウ糖	糖類	水飴	みりん風調味料
その他	コーンフレーク	醸造酢	醸造用アルコール	デキストリン				

厚生労働省のホームページ等を参考にして